

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年7月28日

2. 認定事業適応事業者の名称

京浜急行バス株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルス感染症に起因した国内外経済の急激な減速による通勤者の減少、またリモートワークの定着など、バス事業に及ぼす影響は深刻な状況であります。

特に羽田空港を枢要な経営基盤とする当社においては、感染症拡大防止のための人流抑制および水際対策が長期化したことから、国内外の航空旅客の回復遅れなどにより、大きな影響を受けております。

一方で、今後のポストコロナ時代においては、観光地の観光人口の増加、インバウンド需要の回復、労働人口の増加などが期待されることから、この需要動向を的確に捉え投資計画に反映させることとします。具体的には、新たなキャッシュレス決済導入や空港リムジンバス予約システムのWEB化を行います。

また、沿線路線に新規に不動産を取得し、新たな需要の開拓や潜在需要の獲得に取り組みます。

このような事業環境の中、当社では、お客様に安全に、安心してご利用いただくことを最優先に、地域に不可欠な交通機関としての責務を果たすべく、将来にわたる会社の持続的発展を目指して、企業価値の向上に努めてまいります。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である令和8年度（2026年度）のROAが、基準年度である令和3年度（2021年度）のROAを5%ポイント以上上回ることを目標といたします。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

令和8年度（2026年度）において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以下となること

を目標といたします。また、経常収支比率は100%を上回る予定でございます。

(4) 事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

「43：道路旅客運送業」「69：不動産賃貸業・管理業」

（選定の理由）

道路旅客運送業は当社の全社売上高の9割以上を占める主幹事業であります。また、不動産賃貸業・管理業は当社の沿線で展開することにより、主幹事業である道路旅客運送業とのシナジー効果を見込んでおります。今後も引き続き社会インフラとして維持・発展し、地域経済の活性化に貢献すべく、事業適応を実施してまいります。

(6) 事業適応の具体的内容

新型コロナウイルス感染症に起因した国内外経済の急激な減速による通勤者の減少、またリモートワークの定着など、バス事業に及ぼす影響は深刻な状況であります。

特に羽田空港を枢要な経営基盤とする当社においては、感染症拡大防止のための人流抑制および水際対策が長期化したことから、国内外の航空旅客の回復遅れなどにより、大きな影響を受けております。

一方で、今後のポストコロナ時代においては三浦半島や横浜みなとみらい地区における観光人口の増加、羽田空港ではインバウンドを含めた利用者の回復・増加、品川地区では再開発による労働人口の増加などが期待されております。コロナ禍からの早期回復と持続的な成長を志向する当社としては、こうした需要動向を的確に捉え、投資計画に反映させることといたしました。具体的にはインバウンド需要回復を見込み、羽田空港路線をメインの計画対象とした新たなキャッシュレス決済導入や、空港リムジンバス予約システムのWEB化を行います。

Visaタッチ決済は世界的に普及しております。当社が他社に先駆けてVisaタッチに対応した決済機器を導入することで今後のインバウンド需要取り込みの戦略において差別化を図ってまいります。また、決済手段を多様化することにより、交通系ICカードが浸透していない国内地域からのお客様の利便性向上にもつながると考えております。今後、三浦半島への観光目的需要を取り込むため、一般路線バスへの導入も進めてまいります。

空港リムジンバスチケットは、現在、羽田空港発については残席管理が必要なため空港ターミナルの券売機での乗車券購入がメインとなっています。バスに乗車する際、券売機など窓口に来て初めて満席かどうか確認することとなり、混雑時はご乗車いただけないこともございました。スマートフォンが普及した昨今、空港リムジンバス予約システムのWEB化により、WEB上でバスの事前予約と決済、チケット発行を同時に行い、お客様に事前に選択肢を提示することが可能となることで、他の交通機関との差別化を図ります。お客様の券売機等でのワンストップの解消とキャッシュレス化・チケットレス化を同時に実現いたします。

また、路線沿線に新規に不動産を取得し、バス停留所や折返し場、ターミナル施設などのバス運行設備を整備し、新規路線や経路変更などを実施することでバス利用の需要喚起を行うことを考えております。

これら需要対応策や需要喚起策を講ずる一方で、バスの輸送キャパシティの面では、深刻な乗務員不足や今後の労働環境の変化への対応などの課題があり、需要を効果的に取り込めないリスクを抱えております。そのため既存の営業所を再編・集約し、乗務員や車両を輸送需要が見込める路線に効率的に配置する必要があります。例えば、今後回復が見込まれる航空旅客を取り込むため、昨年度閉鎖した京浜島営業所（羽田空港バス路線に特化）の代替として、既存の羽田営業所に空港バス車両等を収容する施設を整備する等の営業所の再編・集約を実施してまいります。

以上により、計画終了年度である 2026 年度において、新たに開設する路線などの売上高が全社売上高の 1%以上となることを目指してまいります。

- ・ 産業競争力強化法第 21 条の 28 第 1 項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和 4 年 (2022 年) 7 月 28 日

終了時期 令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日